

用はもとより、単なる家族レベルの思い出のため以外の広汎な、ビデオ、写真、フィルム等が対象となっている。

承認を与えるに先立って、  
・肖像の使用目的、  
・本人の意思、  
・撮影時間等の条件の有無、  
・肖像が悪用される危険性の有無等  
を確認することになっている。

### 3、調査

調査に関しても、上記肖像の場合と、大要は同一であるが、さらに以下のことが、留意事項として特記されている。

- ①調査が行われる所用時間（制約される時間の長さ）
- ②プライバシーと匿名性の保護
- ③当人がいつでも辞退できることの保障（その方法の確認）

### 4、民事問題

刑事の場合と同様、当人に民事訴訟が提起された場合と、当人から提起する場合とに分けられている。概要は上記刑事問題の場合とほぼ同一である。

以上のことから、総じて言えることは、規定の仕方が、現実に即したものとして、きわめて具体的かつ詳細であること、実践的な記載がなされ、ガイドラインとして示唆に富んでいることである。

### **カナダ後見人マニュアル要約 ~援助計画分~**

- ・意思決定ガイドラインには、成年者援護法によって定められている権限行使の判断基準、すなわち①最善の利益を目的②自立の促進を重視（本人へのエンパワメント）③最小限の制限を始め、可能な限りの本人参加、本人の価値や信念の重視、本人からの異議への対処等10の基準が設けられている。
- ・これらの計画のどの部分に公的後見人の権限が及ぶのか、その範囲はあらかじめ裁判所によって定められている。
- ・後見援助計画は、社会福祉サービスの援助計画であるIPPやISPで研究されてきた援助計画をモデルに、3ヶ月以内に後見人が作成すべき援助計画が示されている。
- ・この計画は本人の評価、価値、信念、希望、意見等を勘案し、目標を設定して立案される。こうした経緯や異議は、各々のファイルに記録することが定められている。
- ・援助計画の項目には、どこに住むか、誰と暮らし相談するか、社会的活動、仕事、教育・職業・訓練、資格・免許、法的措置、ヘルスケア、日常の決定、その他があり、それぞれに意思決定ガイドラインを準用することが予定されている。
  - ・さらに計画は、後見人代理の審査を受け、定期的な期間を置き、再審査を受け、必要に応じて修正が加えられることになっている。
  - ・審査についても、計画立案と同様の手順、審査の視点、経過等が定められ、記録化されることになっている。
  - ・後見援助計画（審査）の書式として、どこに住むか、誰と暮らすか、社会活動、仕事、法的手続き、ヘルスケア等々の項目それぞれに現況、来年の目標、長期の目標を記すことになっている。
  - ・とりわけ、どこに住むかといった決定をなす場合に、本人の意向を活かして行うべく決定のプロセスを繰り返し援用することが定められている。

### **カナダ後見人マニュアル要約 ~ヘルスケア分~**

- ・ヘルスケアに係わる同意に先立つ全般的な事項として、「全般的な症状、投薬および治療計画が明らかにされ、書面化されなければならない。」「全体としての同意に例外があれば記録されねばならない」等6項目が示され、同意文書の書式と各々の項目についての記入のポイントが記されている。
- ・特定の同意については、上記とは別に、同意にあたっての手続きと確認すべき事項、書式が示されている。
  - ・「中絶」「レベルを下げたケア」についてはさらに別に、同意にあたっての手続きと確認すべき事項、書式が示されている。
  - ・例えば「中絶」については、法定後見人事務所がどの程度、どのような関わりを持つかについては、「個々の状況による」としながらも、公的後見人代理は下記のような点が記されている。

- 1 地域マネージャー・公的後見人の注意を喚起すること
- 2 最小限度下記の情報を得て文章化すること
  - ・要援護者の妊娠週数
  - ・要援護者の肉体、感情、精神的状態  
(中略)  
・妊娠と中絶に関係する範囲での、要援護者の見解、価値観、信条  
(後略)・・・等々15項目
- 3 地域マネージャーと共に書面化された情報を再検討し、提案を固める。
- 4 集めた書類と提案を公的後見人に送る。  
・これを受けた公的後見人は、以下のようなことをすることが記されている。
  - 1 文書を検討し、必要な場合は説明を求める。
  - 2 勧められた中絶が成年者援護法11条にかなっているかどうか決定する
  - 3 同意を与えるかどうか決定する

## IV-1 理念、原則、価値観

### IV-1-1 組織としての理念等

#### 関連法規:

無し

公的後見人事務所は、以下に示す家族・社会サービス局の価値観と原則に従います。

#### 基本的人権

家族・社会サービス局は個人の人権基本的自由、尊厳及び価値を尊重することを責務とします。

#### 個人及び社会の最良の福利

当局は利用者と社会の最良の福利を維持するためのサービス供給を責務とします。

#### 個人の責任と権利

当局は市民のニーズに合ったサービスを提供しますが、個人や家族や地域社会が各自のニーズを充足しようとする場合に、その責任や自主性を肩代わりしたり干渉したりするようなサービスであってはならないと考えます。また、そのサービスが、できるだけ自立を促し更にそのサービスの開発と運用に、関係する個人、家族、地域が参加できるようにします。

#### 最小限の介入

当局は個人、家族、地域社会が必要としているサービスのみを提供し、そのサービスの運用には介入、干渉、制限を最少限にすべきだと考えます。

#### 家庭第一主義

当局は家庭が本来の健全な単位として機能し、また、多くの人がそれぞれの家庭で最良のケアを受けられるようなサービスの提供をしたいと考えています。

## IV-1-2 公的後見人事務所

#### 関係法規:

成年者援護法

公的後見人事務所の指導原則には以下の諸項目が含まれます。

#### 最終手段

法的後見制度は最後の手段であり、司法機関への申し立てをまって始めて得られる手段です。この手段は家族や友人の支援では必要なサービスが得られない場合にのみ求め得るものです。

### 権能

後見制度による命令は要援護成人の個人的ニーズに合うように設定されなければなりません。合理的判断をする、或はその援助をする上で必要な権能のみが求められます。

### 個人の権利と自由

個人の権利と自由は認められ、尊重され、保障されます。誰もが制限されることのない平等な市民権をもっています。

### 最良の福利

要援護成人及び援護を見込まれる成人の最良の福利は、いかなる決定あるいは行動においても至上のものです。

### 適正手続き

これから援護を見込まれる成人は公正な聴聞を受ける権利と適正な手続きにより、後見制度上のニーズを決定する権利をもっています。

### 自立と自律

要援護成人は自立性や自律性を高めるため、可能な場合は自分に関する決定に加わることとします。要援護成人は可能な限り自分のケアと自分のために合理的判断ができるよう援助されます。

### 個別的決定

要援護成人のために決定がなされる場合には、その決定の基盤となるその人の興味、信条、価値観が考慮されなければなりません。この中には、家庭的・文化的・社会的・宗教的な基盤が含まれます。

### 最も制限の少ない手段

要援護成人のためになされた決定や行為は、「最も制限的でない効果的手段」の原則に基づくものでなければなりません。

### 定期的見直し

後見制度のニーズをもつ要援護成人については、定期的に検討を加る必要があります。

### 家庭の維持

要援護成人は、ふつうの場合、地域や家庭においてこそ最良のケアを受けられます。公的後見人事務所は健全な機能を果たし得る単位としての家庭の維持を推進する地域社会の自

主性を尊重します。

### 地域社会での維持

要援護成人には、その人の最良の福利が保障されるのであれば、家庭や地域社会で必要とされ価値ある一員として認められる機会をもつことが不可欠です。

### 最小限の侵害

後見制度による決定や行為は、要援護成人の生活にとって侵害や損害の最も少ないものでなければなりません。

## IV-2 法律的事項

### IV-2-1 署名・購買・契約の締結

#### 関連法規:

成年者援護法

第 42,43,44 条

#### 署名

第 42 条は、後見人または受託者が要援護成人に代わり、その人に付与された権能または権限の行使に必要な署名及び行為をなすことを認めています。

#### 購入

第 43 条は、後見人命令規定に従って、後見人に対し、要援護成人の同意を得ることなくその成人に代わって必要品を購入する権限を付与しています。その成人に受託者がいる場合もその受託者の同意を得る必要はありません。この場合その成人またはその受託者に対してはその代金を支払うこと、また、後見人が代金を立て替えた場合は、その後見人に代金を返済することが義務づけられています。

但し、公的後見人代理補事務所は、その成人に受託者がいる場合には、上記のような購買やその手配をする前に、必ず受託者に助言を求めなければなりません。

また、基本的に公的後見人代理補は、そのような購買をする前に本人に相談することになっています。なお、上記の助言や相談の手続きを怠った場合、公的後見人代理補は、その購買品目、価格、購買の理由、受託者の助言または本人との相談の手続きを怠った理由等を詳細に記した文書を作成しなければなりません。

#### 契約の締結

第 44 条は後見人が要援護成人に代わって契約を結ぶことを認めています。なお、当該後見命令が終了した場合も、本人がその契約を結び、かつその契約を結ぶ能力を有した場合

と全く同様に、その契約は引き続き拘束力をもつことになります。

公的後見人代理補は契約を結ぶに先立って公的後見人に助言を求め、公的後見人代理の同意を得る必要があります。この場合公的後見人代理は次の手続きをとる必要があります。

- a)家庭法律支局（Family Law Branch）の法律部門の助言を求める（Ⅲ 1 10 参照）。
- b)公的後見人の助言を求める。

#### IV-2-2 機密保持

##### 関連法規:

成年者援護法

第2条, 第49(1)条, 第49(2)条, 第49(3)条, 第49(4)条, 第49(5)条

婚姻法

成人援護法 49 条は、要援護成人に関する情報の開示が認められる場合の条件を規定しています。

付帯条項 49 条 5 項は機密保持の重要性を強調し、この規定に違背したものは有罪となり、「\$1,000 以下の罰金刑に処す」と明記しています。

##### a) 開示不可

49 条 3 項は公的後見人がいかなる形であれ、いかなる手段であれ、開示してはならないことを 次のように特定しています。

1) 要援護成人の氏名または成人援護法のすべての手続きに関与した近親者の氏名あるいは、

2) そのような手続きに至った事情

##### b) 厳格な管理下でのみ認められる開示

49 条 4 項 1 号は下記の 1), 2) の場合を除いては、何人も医師や心理士の報告書にある情報を開示してはならないと規定しています。

- 1) 成人援護法に基づく申し立てをするか否か決めようとしている人を支援する関係者に対して開示される場合
- 2) 成人援護法に基づく手続きの進行過程にある場合

公的後見人代理補が 49 条 4 項 1 号 に従って開示する場合でも、以下のことを遵守しなければなりません。

- ・利害関係者に「情報が開示されても、成人援護法の手続き中以外は機密が保持される」ということを熟知させること。
- ・援護を見込まれる成人のファイルに開示した旨の証書を入れること

c) ある程度の管理下で認められる開示

49条2項は、下記の1)~4)を満たす場合には、公的後見人の入手した、いかなる証書や情報でも開示を認めています。(但し、成人援護法または、婚姻法を管理する適正な行政に対して援助の提供や必要な情報を開示する場合に限ります)

- 1) 家庭・社会サービス局の職員または政府の各部、各機関の職員に開示される場合
- 2) カナダ政府の各省庁、カナダの地方行政官庁に開示される場合
- 3) 家庭・社会サービス局で支援にあたる、またはその機関として活動する人に対して開示される場合、または
- 4) 上記に列挙した人や機関の代理としての請求人に開示される場合

上記に従い公的後見人が開示した場合でも、下記のことを遵守しなければなりません。

- ・ファイル、証明書、情報を開示するに先立って、公的後見人代理に相談すること
- ・そのファイル、証明書、情報の受け取り人に、機密保持の義務と、必要とされた特定の目的のみに使用されねばならないこと、を通知すること
- ・請求のあった情報のみが開示されることを確認すること
- ・開示された文書または情報、開示の目的、開示された相手の氏名を文書にしてファイルしておくこと

d) 特別の許可を要する開示

49条1項は次の1),2)の条項に合致する場合には、公的後見人が入手した要援護者の個人歴、個人的記録に関するすべてのファイル、文書、情報の開示を認めています。

- 1) (省) 長官の同意文書 または、
- 2) 公的後見人または、公的受託者の承認、おそらく当該後見人や受託者の見解によればファイルや証明書や情報を開示することがその要援護者にとって最良の福利となる場合であろう。

公的後見人代理は次の場合に情報を公開できます。

- ・開示が要援護成人の最良の福利となり、後見人が権能を与えられている範囲内で且つサ

サービスを受給したり維持する上で必要である場合

- ・要援護者が成人援護法の手続きの進行に反対しているため、請求者が要援護者の最良の福利の提示ができない場合

公的後見代理人は次の場合には、地域担当管理人の承認を得ずにファイルや証明書や情報を開示してはなりません。

- ・法的手手続きの過程で、請求者が当該省によって反対されているか、あるいは反対された人々（機関）の代理人である場合、すべての問い合わせは法律サービス局に回す必要があります。
- ・サービス提供者（機関）は省の機関ではないので、そのファイルや証明書や情報が直接請求されるようなサービスとしての体をなすものではない場合

次の場合、公的後見人代理補は公的後見人の承認を受けずに情報を開示してはなりません。

- ・その情報が公的後見人事務所、家庭・社会サービス局、あるいはアルバータ州のその他の政府官庁の最良の福利に合致しない場合。

#### IV-2- 3 免責

##### 関連法規:

成年者援護法 第 49.1

49 条 1 号は次のように規定しています。成人援護法に基づく申し立ての目的で、或は申し立てが成人援護法に基づくものか否かの決定を援助する目的で、報告をしたり情報を与えたりした人は、その報告や情報が良識に基づいており、またそれが真実であると信ずるに足る合理的な相当の理由がある場合には、その開示行為に対しても責任も問われません。

公的後見人代理補は、報告や情報を求めた人に本章の規定を忘れずに知らせることが大切です。

#### IV-2- 4 助言と指示

##### 関連法規:

成年者援護法 第 45(1), 第 45(2), 第 45(3)

45 条は後見人（公的後見人を含む）に要援護成人の問題に関して、代理裁判所 Surrogate Court に意見、助言、指示を求め得ることを規定しています。後見人がそのような意見、助言、指示を求める際に欺罔や、意図的隠蔽や、誤った伝え方をしない限り、その意見、

助言、指示に従った場合には後見人は義務を果たしたものと見なされます。

この規定は公的後見人にも適用されますが、実際にこの規定が適用されることは極めて稀れます。公的後見人事務所は、多くの場合、代理裁判所に連絡をとる以前に利用可能な資源を活用します。

公的後見人があらゆる既知の資源の利用について徒労に終わり、代理裁判所の意見、助言、指示を必要と感じた場合は、先ず公的後見人代理に相談し、指示を求め、事態を検討しなければなりません。

： 公的後見人代理は、すべての資源の利用が徒労に帰したと感じたならば、公的後見人の意見や助言を求めるべきです。

代理裁判所の意見・助言・指示を求める手続きをとる承認は、公的後見人だけが提議書を以って与えることができます。

#### IV-2-6 法的見解/判例

##### 関連法規:

なし

##### 法的見解

公的後見人代理補や公的後見人代理が、法律の解釈・法律における救済手段・法的過程や手続きの明確化などに関する法的見解を必要とする場合の指針は次のようになります。

a) 法的見解が単純明解である場合は、公的後見人代理補が、公的後見人代理に相談しその承認を得た後に、家庭法支部に請求することができます。

b) もし公的後見人代理の見解について文書を要求された時はその文書を作成しなければなりません。

緊急時に電話で見解を求められた場合も、その後に文書を出す必要があります。

##### 判例

裁判所で論点や解釈が問題になる場合は法的前例（判例）が結論となります。公的後見人代理補がそのような前例に関して情報を求めた場合は、公的後見人代理に相談しその承認を得た後に家庭法支部からその判例を請求できます。

受け取った情報が当該公的後見人や他の地域の公的後見人にとって利益となる場合は、それを共有すべきで、次の公的後見人管理会議の議事に入れることができます。

## IV-3 後見領域

### IV-3-1 意思決定ガイドライン

関連法規：

成年者援護法 10条2項, 10条4項, 11条

本人（要援護者）に代わって権力（power = 権能）と権威（authority = 権限）を法的に行使することが、後見制度の柱である。公的後見人が後見人として選任されたことに基づいて行った判断（decisions made 決定し）、行為（actions taken 行動し）、同意（consents given 同意を与える）、事柄（things done 物事をなすこと）等は、あたかも公的後見人が後見する本人が同意する能力をもった成人であるかのごとくに扱われ、いかなる場合においても、本人が行った判断、行為、同意、事柄であると見なされることになっている。（第10条(4)項）従って、そのような判断、行為、同意、事柄を行う場合には、事前に十分な配慮が必要である。

成年者援護法第11条では、後見人が本人の権力と権威を行使する際に遵守すべき3つの基準を設けている。

- 1) 後見人が後見する本人の最善の利益を目的として、その権力と権威を行使すること。
- 2) 後見人が後見する本人の自立を促進し、本人が自身のケアができ、さらに自身に係る事項について合理的な判断ができるような能力を身につけることができるようその権力と権威を行使すること。
- 3) その権力と権威を使って制限を加えること（制限的な行使）を最小限に止めること。

なお、「最善の利益」及び「必要最小限の制限」とは何かを判断するにあたり、公的後見人事務所においては、次のような基準に従うことになっている。

「最善」 最も質が高いこと かつ／または 予定される目的において最大限役立つこと  
最も願わしいこと

「利益」 一次的な利益（直接的な利益）または二次的利益（直接的でない利益）で構成される個人に生ずる利益で、その個人に有用で有益なものをいう

「必要最小限の制限」 個人とその人の権利と自由（freedoms）、個人的自由（individual liberties）に対する侵害を最小限度にしながら、最大限の保護を提供することをいう。なお、これは選択肢の量と質、個人やニーズに対する選択肢の重要性、および選択肢を取り消す際にこの考えを適用する。

成年者援護法 11 条で概念が示されている 3 つの基準に加えて、本人に代わって公的後見人事務所が判断、行為、同意、事柄を行う場合には、以下のような点も考慮されるべきである。

4) 可能な限り本人を関与させること。

5) 本人の信念や価値が確認されるべきであり、これらは本人のファイルに記録されるべきであること。

代行判断 (substitute judgement) の原則が、成年者援護法に定められていなくとも、この原則を守る点から、この点を尊重することが求められている。

6) こうした権力や権威の限度や範囲は、裁判所によって定められる。(10 条 2 項参照)

7) 同意が行われる場合は、それが自発的であり、明確であり、情報が与えられ、適格性があり、本人のニーズが満たされたものであること。

8) 決定や行動、同意または物事を実行することにあたって、本人から異議が唱えられた場合は記録され、公的後見人代理に報告すること。

9) 本人が異議が唱えられた場合は、公的後見人代理の賛同なくして公的後見代理補は行動、決定、或いは同意を行うことはない。

10) 本人の家族は、重大な決定をしたり、本人の福祉や環境に重大な変化をもたらす場合には事前に、アドバイスを受けたり相談をされるべきである。

このガイドラインの 2 つの例外は、このような相談やアドバイスに本人が異議を唱える場合とそうすることが本人の最善の利益にならない場合である。これらも本人のファイルに記録すること。

#### IV-3-2 後見業務計画

##### 関連法規:

成年者援護法 10 条 2 項, 11 条

任命された公的後見代理補は、個人の後見人として、公的後見人を任命してから 3 カ月以内に本人の後見援助計画を作成すべきである。

公的後見人代理が許可した場合は、猶予（最長 3 カ月）があり得る。

そもそも後見制度援助計画は、他のプラン (IPP や ISP 等々) が開発され、改善されたものを基礎に形作られている。

計画間に完全な継続性があることは、特別な後見援助計画の目的(object)や目標(goal)を達成するために援助(サービス)が契約される上で必要なことである。

### 定義

目的(object)－特定の要望の陳述(statement)は、それが達成された結果或いは状況をもって終了することになる。目的は目標の遂行を通じて達成される。

目標(goal)－介入の結果、態度や測定可能な条件に記された行動の陳述(statement)であり、それは目的の達成へと導くであろう。

### 一般的の手続

#### A 準備

本人の後見制度援助計画を開発するためにより重要なこととして、任命された公的後見代理補は、少なくとも以下を審査(review)すべきである。

- 1) 本人の機能スキルのアセスメント(評価)
- 2) 本人の抱いているあるいは抱いていた価値と信念
- 3) 本人の希望や意見
- 4) 家族が本人と本人のニーズのために抱いているかもしれない希望や意見
- 5) 現在のサービス提供者によって表現されている本人の知覚されたニーズや目標
- 6) 現在と将来の収入／資産の源の審査

#### B 設定される目的

公的後見人は、目的設定のため後見制度の範囲において、権力と権威を持つ。

公的後見人は以下のことをすべきである。

- 1) 準備段階を通じて確認されたすべての希望、意見、価値、信念及びアセスメントを考慮する
- 2) その情報を基本として使い、当面の目的を開発する
- 3) 成年者援護法11条の判断基準に照らして、これらの目的を評価すること。それは以下のようない点から権力や権威行使することである  
－本人の最善の利益であること  
－彼が自分自身をケアしやすいように、そして彼の人間性に関わる問題に関して合理的な判断を下せるように本人を励ますこと  
－可能な限り最小限の制限にとどめる方法であること

#### C 設定される目標

年次目標を達成するために、各々の目標を成就するためのステップを決定せよ。

あなたが感じることは合理的であるということを1年以内に達成するために目標としてリスト化(記入)すべきである。

#### D 経過の審査

本人の目標と目的が設定されたら、公的後見代理補は、可能な限り、本人と彼の家族と話すべきである。

家族あるいは本人が、公的後見代理補が重要であり、法 11 条の判断基準と一致すると信

じている目標や目的に同意しない場合にも、目標や目的はそのまま存続するが、異議は記録されるであろう。

#### E 経過の認可

すべての後見援助計画は、公的後見人代理によって審査され、計画は認可され、サインがなされるまで効力を発しない。公的後見人代理が計画にサインした後は完成したものとみなされる。

後見制度援助計画 (guardianship services plan)

#### 模範的な後見援助計画書式

(サンプルコピーは本テーマの一例である)

この書式を使用する必要はないが、体裁（項目）は使用されるべきである。

命令がオミット（省略）されてしまうのは、後見制度の範囲の問題のみではない。

#### セクションA（身分的情報）

名 前：本人の完全な名前を記入すること

生年月日：本人の生年月日を記入すること

住 所：本人の現住所を記入すること

電話番号：本人が通常とれる電話番号を記入されること

審査日：審査が行われ、命令が確定された日を記入すること

後見制度の範囲－公的後見人がもつ権力と権威の及ぶ問題に相当する文字（アルファベット）をめぐるものである。これは成年者援護法 10 条 2 項に関連する。

相談－後見制度援助計画の開発をする間に、相談した人の名前と本人との関係を記入すること

#### セクションB（計画）

公的後見代理補は、各々の、かつ公的後見人のもつ権力及び権威に関するセクション（部分）のみを完結させなければならない。

現在の状況－本人の現在の状況をこのセクションに関連させて記述すること。十分な情報を探し、そうすることによって引き続きリスト化（記録）される目標

や目的が明らかになる。準備段階を通じて獲得された選択的な関連情報がここに含まれるべきである。

長期間（2～6年）の目的—個人の目的と達成されることが予測される近似データをリスト化（記入）すること。

来年の目標—命令が発効された日から12カ月以内に達成されるべく個人的目標をリスト化（記入）すること。

：セクションC（勧告と同意）

家族のメンバーは読んでも役立たないと認識するかもしれないが、本人や家族が各々同意できる目的や目標に到達するために協定した合理的努力が記述される。これが達成されたり或いは可能になりそうになった時にはいつでも本人及び家族は同意を表すために書式にサインすべきである。もし何らかの理由で本人或いは家族が書式にサインしたくない場合或いはできない場合には、適当な空白をかけ、説明を記入すること。

セクションD（審査と認可）

後見制度援助計画が完全になる前に、公的後見人代理によって検閲がなされ、サインがなされること

(書式)

後見制度援助計画

日付

A 身分的情報

名前 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

命令発効日 \_\_\_\_\_

審査日 \_\_\_\_\_

後見制度範囲 a b c d e f g h i j

相談

—本人

—家族（記入して下さい）

—サービス提供者（記入して下さい）

B 計画

公的後見人のもつ権力及び権威に関する部分のみを完結させること

どこに住むか：

現在の状況の

長期間（2～6年）の目的

来年の目標

誰と暮らし、相談するか

現在の状況の

長期間（2～6年）の目的

来年の目標

社会的活動

現在の状況の

長期間（2～6年）の目的

来年の目標

仕事

現在の状況の

長期間（2～6年）の目的

来年の目標

教育、職業、その他の訓練

現在の状況の

長期間（2～6年）の目的

来年の目標

資格、免許等々

現在の状況の

長期間（2～6年）の目的

来年の目標

法的措置（訴訟手続）

現在の状況の

長期間（2～6年）の目的

来年の目標

ヘルスケア（医療・介護）

現在の状況の

長期間（2～6年）の目的

来年の目標

日々の決定

現在の状況の

長期間（2～6年）の目的

来年の目標

その他の問題

現在の状況の

長期間（2～6年）の目的

来年の目標

C 勧告・同意

公的後見代理補による勧告 \_\_\_\_\_ 日付 \_\_\_\_\_

本人の同意「私は同意します」 \_\_\_\_\_ 日付 \_\_\_\_\_

家族の同意 \_\_\_\_\_ 日付 \_\_\_\_\_

関与したくない場合かつ／または賛同したくない場合は、どうぞ説明してください

D 審査と認可

公的後見人代理 \_\_\_\_\_ 日付 \_\_\_\_\_

#### IV-3-3 後見制度援助計画の審査

##### 関連法規:

成年者援護法 11条

任命された公的後見代理補は、要求に応じて、各々の地区で定められる日の1箇月以内に、例年本人のために後見制度援助計画の審査を指導しなければならない。

後見制度援助計画の完成は以下を要求する。

- 最初にまたは審査命令が承諾されてから1年を経過すること
- 審査命令の適用が先行する1年間の間 かつ
- 本人の環境が著しく変化する数年の間

後見制度援助計画の審査が要求されない年には、このような計画の完成は公的後見人代理の認可をもって省略されるかもしれない。こうした認可は、最後の後見制度計画の審査の前に直ちに記録され、保管されなければならない。公的後見人代理は、少なくとも2年間本人の環境が安定しており、環境面でも何の変化も予測されず、サービスの要求においても何の変化も予測されない場合に限って、例年の後見制度援助計画の審査を省略することを認可するべきである。

##### 一般的手続

###### A 準備

本人の後見制度援助計画の審査を開発するためにより重要なこととして、任命された公的後見代理補は、個人の後見制度援助計画と以前の後見制度援助計画審査を審査すべきである。加えて、公的後見代理補は、少なくとも以下のことを審査すべきである。

- 1) 本人が抱いているあるいは抱いていた価値と信念
- 2) 家族が本人と本人のニーズのために抱いているかもしれない希望や意見
- 3) 本人の希望や意見
- 4) 現在のサービス提供者によって表現されている本人の知覚されたニーズや目標
- 5) 現在と将来の収入／資産の源の審査

###### B 存在しておりかつ設定される新たな目的の審査

公的後見代理補は、個人の現在の状況、ニーズ、要望の関連性が存続していることを確実にするために、以前に設定された目的の審査をすべきである。以前に設定されてもはや関連性がなくなった目的は、潜在化した新たな目的が生じてきたものとして記録されるべきである。これらの潜在化した新たな目的は、成年者援護法の11条の判断基準に照らして評価されるべきである。

###### C 存在しておりかつ設定される新たな目標の審査

次年の目標を達成するために、以前の目標と目的を審査せよ。以前の目標が見当たらずしかしいまだ関連している場合は、目標完成のために必要なステップを審査せよ。以前の目標が該当し、しかし目的が見当たらない場合は、あなたが1年以内に合理的に達成できるであろうと思われる次のステップを決定せよ。これらは目標として記録されるべきである。

#### D 審査の経過

本人の目標と目的が設定されたら、公的後見代理補は、可能な範囲で、本人と彼の家族と話すべきである。

家族あるいは本人が、公的後見代理補が重要であり法 11 条の判断基準と一致すると信じ

ている目標や目的に同意しない場合にも、目標や目的はそのまま存続するが、異議は記録されるであろう。

#### E 経過の認可

すべての後見援助計画の審査は、公的後見代理によって審査されるべきである。新たな目標と目的は、認可が得られるまで効力を発せず、以前の目標と目的は終了しない。

#### 模範的な後見援助計画審査書式

(サンプルコピーは本テーマの一例である)

この書式を使用する必要はないが、体裁（項目）は使用されるべきである。

命令がオミットされてしまうのは、後見制度の範囲の問題のみではない。

#### セクションA（身分的情報）

名 前：本人の完全な名前を記入すること

生年月日：本人の生年月日を記入すること

住 所：本人の現住所を記入すること

電話番号：本人が通常とれる電話番号を記入されること

発効日：本人の後見命令がなされた日を記入すること

検閲日：検閲が指導され本人の後見が確定された日を記入すること

相談：後見制度援助計画審査の開発をする間に、相談した人の名前と本人との関係を記入すること

#### セクションB（審査と修正）

公的後見代理補は、各々の、かつ公的後見人のもつ権力及び権威に関するセクション（部分）のみを完成させなければならない。